

Title	PFI刑務所における被収容者の範囲についての一考察
Sub Title	A study on the range of inmates in PFI prisons
Author	宣, 善花(Seon, Seon Hwa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2012
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.95, (2012. 12) ,p.231- 260
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20121215-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

P F I 刑務所における 被収容者の範囲についての一考察

宣 善 花

- 一 問題の所在
- 二 P F I 刑務所の現状
 - (一) 導入の背景
 - (二) 施設の概要
- 三 P F I 刑務所の被収容者
 - (一) 被収容者の範囲
 - (二) 充足率の限界
 - (三) コストへの影響
 - (四) 処遇効果の制約
 - (五) 保安・警備上の制約
- 四 考 察
 - (一) P F I 刑務所の目的
 - (二) 対象者の拡大
 - (三) 再入者・準初犯の収容
 - (四) 女子 P F I・少年 P F I
- 五 結 語

一 問題の所在

日本における刑事施設の民営化は二〇〇七年四月に開所された美祢社会復帰促進センターを第一号とし、現在は四ヶ所のPFI刑務所⁽¹⁾が官民協働の形式で運用されている。さらに二〇〇九年からは既存の刑事施設においても運営業務の幅広い民間委託が可能となり、今後ますます民営化が進むと予想される。刑事施設の民営化は過剰収容の解決策、コスト削減、民間のノウハウ活用等で説明されるが、これらの効果はまだ明確にされていないのが現状であり、これは日本の議論においても同様であると思われる。

とはいえ、四ヶ所の新しい刑務所が開所されたことで、六、三〇〇人が新たに収容できるようになり、二〇〇二年以降もつとも深刻であった過剰収容対策として一定の効果が得られた。また、過剰収容に起因した職員の不足に関してもPFI刑務所において民間企業の職員が大きく増員され、職員の負担が減少した。さらに、今まで表に現れることの少なかった刑事施設の運営に民間が加わることで、刑事施設の透明性が図られ、また民間のアイデアを最大に活用することで、効率性が高められたこともPFI刑務所が持つ意義であろう。

しかし、PFI刑務所に関する議論は尽くされたとはいえず、運用を開始してから明らかとなった問題等もあり、今後も課題を踏まえた議論が要求されている。特に、PFI刑務所の被収容者は他の刑事施設と比べて犯罪傾向が進んでいない受刑者であるが、これはPFI刑務所を検証する際に様々な限界を生じさせるのではないかという疑問がある。処遇しやすい者は社会復帰に向けた充実した処遇が行われ、処遇が困難な受刑者は後回しにされるというジレンマを生じさせることになりかねない。今後のPFI刑務所の在り方を考える際、被収容者の範囲が充足率やコスト、また効果などにどのような影響を与えるかを検証することは重要な課題である。

一方、隣国の韓国においてもソマン刑務所が二〇一〇年一二月開所され、宗教団体による非営利の民営刑務所が始まっている。ソマン刑務所の場合にも日本のP F I刑務所と同様、他の施設と比べて比較的処遇しやすい受刑者を収容対象としているが、宗教団体が運営しているとはいえ、日本の被収容者と比べて広い幅を持たせている点において参考になるであろう。⁽³⁾

本論文では、まず、日本におけるP F I刑務所の概要を紹介し、P F I刑務所の被収容者の範囲から発生する問題を中心に、今後の刑事施設の民営化の在り方について検討を行う。

二 P F I 刑務所の現状

(一) 導入の背景

P F I刑務所の導入の背景としてまず挙げられるのは過剰収容である。日本の刑務所における収容人員の状況は一九九三年から毎年増加し続け、二〇〇六年には一九五六年以降で最多となる八万一、二二五人を記録しており、また刑事施設の収容率をみても二〇〇二年の収容率が一〇〇%を超えるなど、過剰収容が深刻な状態であった。⁽⁴⁾ P F I刑務所の導入はまさにこのような過剰収容状態の中で行われたのである。

また、名古屋刑務所の一連の事件⁽⁵⁾がきっかけとなり、二〇〇三年に開かれた行刑改革会議において行刑改革が進められたことも、導入の契機となった。会議において法務省はP F I刑務所が導入される理由について、①過剰収容対策として刑務所の整備が喫緊の課題となっていること、②名古屋刑務所における一連の事件を受けて外部の目を意識せざるを得なくなったこと、③施設運営が国民と協働して行われるような改革が必要であることと説明したことによ

り、PFI手法の刑事施設が議論されることとなったのである。⁽⁶⁾

その後、政府の規制緩和推進改革の中で、刑事施設についても、平成一五年度中に民間委託が可能な範囲を明確化し、PFI手法の活用等により、民間委託を推進すべきであるとされ、規制緩和の対象となった。⁽⁷⁾

もっとも、PFI刑務所が導入された理由としては、PFI構造では比較的短期間に刑務所の建設が可能のため、過剰収容が深刻であり刑務所の建設が緊急の課題となっていた当時の状況に合致したということが考えられる。⁽⁸⁾ しかし、直接的な理由は過剰収容ではなく、職員の不足であったとされる。⁽⁹⁾ 過剰収容は職員不足の問題にも直結することから、これを解消するための方策としてPFI手法を用いることは、厳しい財政事情や国の職員定員事情を考慮し、また職員の負担軽減を図る必要性があった状況から考えると、⁽¹⁰⁾ 効率的な運営方法として考えられる方法であったといえる。施設運営上の透明性や、地域との共生といったものは付随的な目的にすぎない。⁽¹¹⁾

(二) 施設の概要

1 法的根拠

従来、刑事施設における委託というのは公権力の行使と関わりのないものに限定されていた。⁽¹²⁾ PFI刑務所のような包括的な委託がなされることが可能となったのは、「構造改革特別区域法」の旧第一条において刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、刑事収容施設法）等の特例が設けられたためである。これにより特別区域内においては「……被収容者の収容及び処遇に関する事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがなく……雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため……民間事業者の能力を活用した運営が推進されることが必要であると認め内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは……全部又は一部を委託して行うことができる」（一部省略）⁽¹³⁾ ようになった。

現在は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下、公共サービス改革法) 法第二条第五項に新たに「刑事収容施設法」等の特例を設けることにより、官民競争入札又は民間競争入札の対象として地域を限定せず民間事業者への委託が可能となっている⁽¹⁴⁾。

2 運営方式

二〇〇七年四月に美祿社会復帰促進センター(以下、美祿センター)が日本初のPFI刑務所として開所され、以後二〇〇八年一〇月に喜連川社会復帰促進センター(以下、喜連川センター)及び播磨社会復帰促進センター(以下、播磨センター)、二〇〇九年一〇月に島根あさひ社会復帰促進センター(以下、島根あさひセンター)が開所し、現在四ヶ所において運営されている。事業方式は美祿センターと島根あさひセンターは建設から維持・運営まで民間がかかわるBOT(Build-Operate-Transfer)方式であり、喜連川センターと播磨センターにおいては、建物は国が建設し、維持・運営を民間に委託するというO(Operate)方式を利用した。受託者の選定においては価格以外の要素も考慮に入れて落札者を決定する選抜による総合評価一般競争入札方式を採用し、選定された特別目的会社(SPC)は国との間で契約を結ぶ。なお、事業期間は一五〜二〇年と長期間に及ぶ。

定員は四箇所合わせて六、三〇〇人で、これは全国の刑務所における収容者の約一〇%を占める。収容の対象は初入で、犯罪傾向が進んでいない等比較的リスクが少ない者となっている。罪種の割合は美祿センターの場合は二〇一一年一二月末日現在、窃盗四四・三%、詐欺・横領等二八・一%、覚せい剤・麻薬取締法違反等一〇・八%(いずれも男性の場合)⁽¹⁵⁾である。一方、島根あさひセンターの場合、二〇一二年三月末現在、窃盗が二八%、詐欺一四%、覚せい剤一二%の順になっているが罪種による制限は特にもうけてない。その他、PFI刑務所は基本方針として官民協働の運営、地域との共生、人材の再生を掲げ、受刑者の真の改善更生と円滑な社会復帰の実現を目指しており、脳トレニングや盲導犬パピー育成プログラムなど民間のアイデアから生まれた多様な処遇プログラムが用意されている⁽¹⁶⁾。

3 新しい動向

構造改革特別区制度は内閣府評価委員会による実行結果の検証の上、特段の問題がなければ全国展開に移るべきものとしており⁽¹⁷⁾、その全国展開の可否を検討するため、法務省は「刑事施設における業務の委託の在り方に関する研究会」を開催し、美祿、喜連川及び播磨PFI事業における二〇〇七年度のモニタリング結果を検証した。その結果、事務的なミスは散見されたものの、受刑者の逃走、暴行、自殺等の安全事故や個人情報漏えいなど、施設の運営に支障を生じるような事案は一切発生しておらず、おおむね適切に業務が実施されていると評価された⁽¹⁸⁾。この結果を踏まえて評価委員会からはさらに広くPFI化することについて二〇〇九年度中に入札を実施し、二〇一〇年度から委託運営を実施することが閣議会議によって決定された⁽¹⁹⁾。これまで特別区域内においてのみPFI刑務所における幅広い委託が可能だったのに対して、これからは「公共サービス改革法」に基づいて既存施設においてもそのような委託が可能になったのである。もともと、このような展開は過剰収容の進行に伴う刑務官等の過重な勤務負担の軽減を必要とする事情が大きいと考えられる⁽²⁰⁾。具体的には犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容する刑務所一施設（静岡）及び女子受刑者を収容する刑務所一施設（笠松）の総務業務及び警備事業を一括して、また、上記の二施設及び犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容する刑務所一施設（黒羽）の作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務を一括し実施することとなった。

4 韓国の民営刑務所

韓国の民営刑務所は一九九九年の改正で追加された「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」第七条の矯正施設の設定・運営の民間委託に関する規定を根拠とし、二〇〇〇年制定の「民営刑務所等の設置・運用に関する法律」が二〇〇一年七月二十八日から施行されている⁽²²⁾。民営刑務所を設置するに至った背景としては過剰収容の問題や受刑者に対する改善更生効果の向上への期待などがあるとされるが、これらの他に韓国においては韓国キリスト教総連合会が

民営刑務所を推進していたという特別な事情もあり、二〇一〇年二月一日に韓国では初めての民営刑務所であるソマン刑務所⁽²⁴⁾が誕生した。運営方式は日本のP F I刑務所とは異なる完全民営方式で行い、運営主体は財団法人A G A P E⁽²⁵⁾という宗教団体が選定された。利益を目的としない非営利刑務所であり、收容定員は三〇〇名で規模はそれほど大きくないが、宗教団体が宗教（キリスト教）精神に則った処遇を行うことが最大の特徴であり、修復的司法の考え方に基づく和解のためのキリスト教矯正プログラムといったような独自の宗教的なプログラムが行われている。

三 P F I 刑務所の被收容者

(一) 被收容者の範囲

P F I 刑務所は特別目的会社（S P C）の事業者と法務省の間で委託契約が結ばれており、その中で施設の設備、維持及び運営に関する内容が定められている。事業期間、契約金額、建物の管理、民間側が行うべき運営業務などがこと細かく設定され、モニタリングや事業費の減額に関する規定も含まれている。契約にはP F I 刑務所に收容される対象者の範囲についても細かな基準を設けており、契約内容の一つとなっている。被收容者の基準は以下のとおりである。⁽²⁶⁾

各センター対象者は、次のいずれにも該当する成人男子とする。（ただし、美称センターの場合は成人女子を含む）

- (一) 刑事施設への收容が初めてであること。
- (二) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。

(三) 犯罪傾向が進んでいないこと。

(四) 執行すべき刑期が八年未満であり（美祢男子六年以下、美祢女子一〇年未満又は執行すべき刑期が一〇年以上であつて残刑期が五年以下であり）、かつ、社会復帰促進センターに移送される際に残刑期がおおむね一年以上（美祢「おおむね」なし）であること。

(五) 二六歳以上であること（島根二〇歳以上、美祢女子は年齢基準なし）。

(六) 老衰が認められる高齢者ではないこと（美祢、島根の場合）。

(七) 集団生活に順応できること（美祢女子はなし）。

(八) 心身に著しい障害がないこと。

その他、美祢センターの場合は、社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、懲役刑のみであること、原則として他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃつ起していないこと（男子）、交通事故集禁対象者ではないこと（男子）になっている。また、美祢センター以外の施設には特化ユニットが設けられており、以下のような基準を設定している。

特化ユニット対象者は、次の（一）から（七）までのいずれにも該当する成人男子並びに（二）から（五）まで、（八）及び

(九) のいずれにも該当する成人男子とする。

(一) ～ (五) は上記の基準と同様。

(六) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。

(七) 著しい身体疾患がないこと。

(八) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること（播磨規定なし）。

(九) 精神障害及び知的障害がないこと(播磨規定なし)。

以上のように一部、特別な処遇が必要である者が収容されるものの、ほとんどは犯罪傾向が進んでおらず、保安・警備上のリスクが少ないA指標受刑者を収容対象としている。

初犯受刑者を対象にした理由は、一九九八年から二〇〇二年までの過去五年間についての増加傾向を見たところ、新受刑者全体の増加率が約三一%であるのに対し、男子初犯受刑者は約五二%、女子初犯受刑者は約六五%と著しく増加を示しており、これらの増加率の高い受刑者を収容する施設を整備することで、有効な過剰収容緩和策を講じることができると考えたためであったとされる⁽²⁷⁾。また、A指標受刑者を対象としたのは、事業期間中、何らかの案件が発生した際に、その軌道修正が容易にできるとしたからであり、P F I事業の運用面も考慮している⁽²⁸⁾。刑事施設の保安・警備という特殊な分野に関して民間のノウハウがまだ十分ではないということを考えれば、最初は民間の負担を軽減させ、施設の運営を軌道に乗せるために、ある程度の対象限定は必要であったと思われる⁽²⁹⁾。

一方、韓国のソマン刑務所の場合、収容対象者は(一)二犯以下、(二)刑期七年以下の受刑者であり、残刑刑期一年以上、(三)年齢二〇歳以上六〇歳未満であるという基準をすべて満たしている者から選ばれる⁽³⁰⁾。ただし、組織暴力事犯、麻薬事犯等、民営刑務所において収容が適切ではないと認められる者は移送されないことになっている。しかし、ソマン刑務所の犯罪類型別収容状況を見ると二〇一一年八月八日現在、強力犯受刑者が六六・七%(一九八人)ともともと高く⁽³¹⁾、警備等級⁽³²⁾に関しても逃走防止のために通常の設備を備え、受刑者に対して通常の管理・監視をする一般警備施設に分類されていることからみて、民営化の最初の試みであるからといって特に処遇しやすい受刑者を移送しているようには思えず、処遇しやすい者に限定している日本のP F I刑務所とは異なる。一部の特化ユニットを設けているもののP F I刑務所の対象収容者を犯罪傾向が進んでいないA指標受刑者としたことによって以下に

述べるような一定の限界があることを認めざるをえない。

(二) 充足率の限界

いずれのセンターにおいてもPFI刑務所における被收容者は刑務所への收容が初めてでなければならぬとされている。しかし、初入受刑者の中でも選別が行われるとすると対象となる受刑者が今後も十分に確保できるかという疑問が生じうる。⁽³³⁾ 実際、二〇一一年の一日平均收容人員をみると、美祿センター七四六六人⁽³⁴⁾、島根あさひセンター一六三五五人(八一・八%)、喜連川センター一七二二人(八五・六%)、播磨センター九〇〇〇人(九〇%)となっており、充足率は必ずしも高いものではない。刑事施設の收容率が低いことは決して悪いことではないが、PFI刑務所の場合、被收容者の基準が厳しいため、その基準を満たす受刑者がいないのではないかと懸念されるところである。⁽³⁶⁾ 二〇一〇年末現在における全国の刑事施設の收容率は八〇・九%と二〇〇五年から毎年低下し続けているものの、收容人員が收容定員を超えている刑事施設が七七施設中一三施設もあることからみると、全体からみるPFI刑務所の收容率は十分ではないといえる。なお、事業者側に被收容者に対する拒絶権は与えてないため、移送された受刑者を断ることはできず、契約基準を満たしていれば收容されることになり收容基準以外のフィルターはかかっていない。

PFI刑務所の充足率が低い理由として、経理夫の確保が困難である状況において、他の施設に收容されているリスクが少ない受刑者をすべてPFI刑務所に送ってしまうと、その施設の運営が滞ることになりかねないということ⁽³⁸⁾で、移送が円滑に進まなかったといった事情があったという。しかし、それは当初より予想されていたことであるので、結局は被收容者の選定基準が厳格であることが充足率を低くした主な原因ではないかと思われる。PFI刑務所は当時、増加率の高い初入受刑者に対応するため、收容対象を初入に限定した。しかし、その後の初入受刑者の動きを見たところ、二〇一一年の新受刑者は五年前と比べ約一六%減少しており、また初入受刑者に関しても二〇〇四年

が一、六五九一人ともっとも高かったが、以来減少傾向が続いており、二〇一一年は一〇、八六六人までに落ち着いている⁽³⁹⁾。このような状況を鑑みると少なくとも初入受刑者の六人に一人はP F I 刑務所に収容しなければならぬことになる⁽⁴⁰⁾。もっともP F I 刑務所の収容基準は初入だけではないので、その他の基準をすべて満たす受刑者を選別することはかなり厳しいものがあると思われる。さらに今後、全国の初入受刑者が減ってきた場合、P F I 刑務所の充足率が下がることの対策を考えなければならぬ。

充足率に関して、韓国のソマン刑務所の場合は二〇一一年八月八日現在、定員三〇〇人中二九八人とほぼ一〇〇%の収容率で運営されているが、充足率が満たされる理由としては、収容人員が三〇〇人と全体受刑者の一%未満であり、P F I 刑務所の約一一%と比べて少ないこと、また、対象者の範囲が再入者を含んでいることや年齢が二〇歳以上六〇歳未満と広く設定されていることなど、一定数を確保できるような設計になっていることが考えられる。ソマン刑務所の被収容者の選定方法をみると、受刑者にソマン刑務所の案内書を配布、入所を希望する者の中で、法務部が収容人数の二〇〇%を選定し、その後ソマン刑務所を運営するアガペ財団が面接した上で一五〇%を選んだ後、再び法務部に提出する。最後に法務部はそこから最終収容確定者を選定し、移送命令を行うが、各段階においてその基準が明確ではないという批判がある⁽⁴³⁾。なお、入所を希望確認するため、移送を希望しないものは収容されることはないが、他の施設と異なり希望を確認する理由が民営刑務所であるためか、それとも宗教による処遇を行うためなのかは必ずしも明らかではない。

(三) コストへの影響

充足率はコストにも大きな影響を与える。P F I 刑務所ができたことにより国は予算を節減することができるとする⁽⁴⁴⁾。比較的短時間に整備が整い、必要な人員も確保できた上、経済的な効果まで得られていることには評価すべきと

ころがある。しかし、収容人数により国が支払う金額が変わるわけではないため、PFI刑務所の収容人員が定員を下回っていることについて、国としては定員を満たすことで、最大の利益が得られるように努めなければならない。現在の充足率は九〇%を下回っているが、いくらコストが安くなったとはいえず、残り分を多く支払っている状態にあるとみてよく、PFI事業における「より適正な価格」⁽⁴⁵⁾が実現されたとはいえない。

しかし、注意すべきことは契約金額と充足率の関係が不明であり、何パーセントを目安として契約金額が決まったのかが分からないということである。日本の場合、収容者人数に対するコスト計算は行われていないため、充足率一〇〇%で計算したのであれば、約八〇%という現在の充足率は国にとって余計なコストを支払うことになり、契約金額が充足率約八〇%で計算したのであれば、現在の充足率は妥当であり、コストの削減は確かなものであると評価できよう。しかし、現状としては契約時の充足率が不明であることから充足率とコストの関係を明らかにすることは困難である。しかし、いずれにしても今の充足率が決して満足するような状況ではないことは指摘した通りであり、予想していた充足率ではないことは明らかであろう。⁽⁴⁶⁾

また、PFI刑務所には多くの企業によって運用されているが、ここに企業が参加する主たるメリットは利益を得ることであろう。⁽⁴⁷⁾しかし、企業の収入は契約金額のみであり、PFI刑務所の作業収入は国庫に入るため、企業の収入源にはならない。モニタリングの結果により違約金を支払うということになると利益が減ってしまう不安もある。⁽⁴⁸⁾さらに、充足率が低い状態で違約金が支払われることになると、それ以上充足率を上げることには困難を伴うと思われる。企業は刑務所のPFI事業を社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)という中で、捉えているようであるが、⁽⁴⁹⁾それにしても赤字を出してまで社会的責任を負うわけにはいかないであろうし、赤字が続いてしまつては一五年あるいは二〇年後契約更新の際に手を挙げなくなる可能性も十分にある。

PFI刑務所においてコスト削減に繋がるものとして、人件費の圧縮が考えられる。実際、島根あさひセンターの

場合、国が行った場合より一〇〇億円以上安いコストで維持・運用ができるのは人件費の圧縮によるものが大きいという。⁽⁵⁰⁾

また、P F I 刑務所の被収容者は心身に著しい障害がないことや老衰が認められる高齢者ではないこと、社会復帰の可能性が高い者であることから健康状態が比較的良い者が集まっている。被収容者の診療費や投薬費はP F I 事業費の中に含まれているが、このような医療に関する費用は近年の精神・知的障害のある受刑者や高齢受刑者の問題を考えると、他の施設より圧倒的に少ないと思われる。また、最近では外部医療や入院治療が増えており、職員の負担に繋がるとの問題があるが、P F I 刑務所の場合、外部における医療費用は国が払うことになること、もし外部入院があったとしても医療費や職員負担に関する企業のリスクは少ない。

一方、韓国の場合、収容者一人当たりの収容経費に収容人員をかけた金額の最大九〇%まで国家が支払う方式になっており、現在は九〇%を支給しているという。⁽⁵¹⁾ また、充足率も満たしているため、収容率がコストに与える影響はそれほど多くない。ソマン刑務所と同じ規模の施設と比べると約半分くらい安いコストで運営できているという。⁽⁵²⁾ もっとも、韓国の民営刑務所は宗教団体が運営する非営利刑務所であるため、利益を生み出す必要はないが、運営費の一〇%は寄付により充当する予定であった。しかし、資金運用が厳しい状況であり、刑務所の運営に支障を来している。医療に関しては契約において重患者の移送禁止条項があるため、心臓病や肺炎、高血圧といったように治療に費用がかかると認められる者や慢性疾患を患っている者などは移送しないとされているので、コスト削減に影響を与えていると思われる。

(四) 処遇効果の制約

P F I 刑務所が単にコストの削減をするためだけに存在するわけではないことを示すためにも、P F I 刑務所にお

ける処遇の効果を確かめることは必要な作業であろう。現在PFI刑務所では民間のアイデアを生かした多種多様な職業訓練や処遇プログラムが積極的に行われているが、被收容者は初入で、しかも犯罪傾向が進んでないものに限られている。ここにはリスクが少ない者に対しては丁寧な集中処遇がなされ、処遇が困難な者は何も試されることなく放置されてしまうという処遇のジレンマがある。具体的にはPFI方式による刑事施設運営が、単に過剰收容や財政改革対策だけでなく、より効果的な処遇の模索を目指すものであり、またそうでなければならぬとすると、A指標受刑者だけでなく、より処遇の必要性が高いその他の受刑者を收容する施設を導入することも検討されるべきなのでなかろうか。⁽⁵⁴⁾ いずれにしても、今後PFI刑務所の処遇効果を検討する際、たとえ効果がみられたとしてもそれはもともとリスクが少ない受刑者が対象となっていることから当然の結果であつて、その評価は限定的なものにすぎないという評価にならざるをえない。⁽⁵⁵⁾

なお、公共サービス改革法改正により、B指標施設を含めた既存刑事施設においても大幅な民間委託が可能となつたが、刑事施設のモデルとなるPFI刑務所において被收容者が限定されているため、既存刑事施設といつても保安・警備のリスクが高いB指標の施設には委託が難しく、民間委託の対象施設が限定されてしまうおそれがある。⁽⁵⁶⁾ 実際、二〇一〇年度から民間委託事業が黒羽、静岡、笠松刑務所において行われているが、黒羽と静岡刑務所は共にA指標施設である(笠松は女子刑務所)。ただし、これらの施設は一般のA指標施設であるため、処遇効果が認められるとなると、PFI刑務所においてもA指標受刑者の処遇が可能と評価されることが期待できる。いずれにしても、民間に一定以上のリスクを負わせることは契約上困難であるとしても、上述した処遇のジレンマの問題が起ころうることには注意が必要であろう。

韓国のソマン刑務所の場合、受刑者本人の同意の下に宗教的な処遇が行われていることは、PFI刑務所と比較してもっとも特徴的な点である。ソマン刑務所では、独自のプログラムを用意しており、修復的司法の考え方に基づく

和解のためのキリスト教矯正プログラム（CCR）⁽⁵⁷⁾はソマン刑務所のモデルとなったブラジルPACのプログラムとアメリカのIFIPプログラムを参考にして考案された⁽⁵⁸⁾。しかし、このような新しい処遇が果たしてどのような成果をあげるかはこれからの評価が必要であろう⁽⁵⁹⁾。新しい処遇を実施するに先立ち、ソマン刑務所の近くにある驪州刑務所^{ヨジュ}において先行実施が行われ、二〇〇五年六月七日から一回を六ヶ月とし、計五回行われた。罪種を選ばず三〇人程度の男性被収容者を対象としたこのテスト運営はソマン刑務所で行われる予定のプログラムに必要なデータを確保し、予測される失敗を最小限にするためのものであったとする⁽⁶⁰⁾。処遇結果については限界があることが指摘されているものの、⁽⁶¹⁾処遇効果を確認するために開所の前に先行実施を行ったことは評価すべきところがある。

処遇効果を検証する際、仮釈放率や刑の執行率、再犯率などを用いる場合が多い。PFI刑務所の場合は仮釈放率や刑の執行率は他の施設に比べて高い結果が得られているが、⁽⁶²⁾もともと処遇しやすい対象者が収容されていることもあり、また時期尚早であるように思われるので、処遇効果に関してはこれから慎重に検証していく必要がある。

(五) 保安・警備上の制約

保安・警備に関しては企業のノウハウがもつとも生かされている部分の一つといえる。受刑者の衣服に電子タグを付着させ、リアルタイムで位置が把握できるようにし、受刑者の独歩を可能にするなど、受刑者の社会復帰の面を考慮し、かつ、警備の効率性を図るという特徴を持っている。また、施設外にはフェンスをなくす代わりにセンサーによる最新警備システムが整っていることも民間だから可能であったといえる部分である。しかし、犯罪傾向が進んでいる受刑者の場合、取り外しが可能なタグを衣服に付けさせ、独歩などを認めることできるかに関しては疑問が残るところであり、保安・警備の面においても一つの限界があることを認めざるをえない。

韓国の場合には日本のような官民協働方式ではないため、処遇を始め、保安・警備におけるすべての業務を民間職員

が行う。国家の支援と指導監督を行うために監督官がソマン刑務所に派遣されているが、その人数は四人であるため、保安・警備などの運営に直接的な業務を行っているとは考えにくい。韓国のソマン刑務所における対象者が、PFI刑務所における対象者と比較して犯罪傾向が進んでいる者も收容していること、さらに、その運営を警備とは関係のない団体が行っている点から考えるとPFI刑務所はもつと保安・警備が必要な者を收容することも十分に思える。しかし、聞くところによると、民間職員の中では元刑務官もいることであるので、保安・警備が重要な部分であることは確かである。

四 考 察

(一) PFI刑務所の目的

被收容者の範囲を考えるに当たり、PFI刑務所の目的や方向性を考えることは不可分な関係にあるので、ここではまずPFI刑務所の目的について考えてみたい。

「刑事収容施設法」第三〇条には受刑者の処遇により社会復帰させることが明記されている。PFI刑務所によっていくらか定員増とコスト削減が達成され、地域と共存する刑務所となっても、それが刑事施設である以上、もつとも追求すべきことは受刑者の処遇による人材の再生であることには議論の余地はない。

一方、PFI刑務所が一般の刑事施設と差異があることは認めざるをえない。営利を目的とする民間企業が運営している以上、企業にとって利益創出は無視できない目的であるし、民間のノウハウを積極的に取り入れなければPFI刑務所の持つメリットは薄れてしまう。しかし、PFI刑務所であっても、そこが受刑者の処遇する場所である以

上、受刑者の更生により社会復帰を果たすことが一番重要な目的であろう。P F I 刑務所のポイント本分は「P F I」ではなく「刑務所」であることを忘れてはいけない。その意味でコストなどP F I 方式ならではの目標は副次的な問題とすべきである。一般の刑務所を誘致した場合にも一定の効果が期待できるであろう地域の経済効果といったこともP F I 刑務所の在り方の決定的なものにはならない。⁽⁶⁵⁾

P F I 刑務所が過剰收容対策であったとされるが、そもそも過剰收容は刑の長期化や仮釈放などの社会内処遇の運営問題等が背後にあるにもかかわらず、⁽⁶⁴⁾それを新たな施設をもって対応するという対策は、過剰收容の原因に関する対策としてではなく、過剰收容という結果に対する対策にすぎない。また、初入受刑者の増加に対する対応はできたとしても現在初入受刑者は減少傾向にあるため、一時的な効果しか確認できないままである。さらに、市場化テスト方式が適用される黒羽、静岡そして笠松刑務所が選定された理由として過剰收容による職員の超過負担が深刻であったということから、⁽⁶⁵⁾P F I 刑務所設置が刑務所全体の過剰收容と職員不足の完全な解消には繋がらなかったことが窺える。しかし、だからといって付随的に考えるべき地域と共生と地域との活性化の効果だけでP F I 刑務所の目標を見失ってはいけない。P F I 刑務所が一時的な対策で終わらないよう、P F I 刑務所の将来像を考えなければならぬ。いとすれば、今後のどのような方向で進んでいくのかについてより明確な設計が必要である。

P F I 刑務所の目的が受刑者の処遇であることを確認した上で、今後の方向性を考えると、まず、厳しい要件を満たした通称スーパードーA指標といわれる受刑者に限らず、処遇対象を拡大させることが考えられる。処遇対象を拡大することにより、充足率はもちろん、せっかく取り入れた民間のノウハウがより有効に活用されることが期待できる。また、收容対象を特化させることで、対象に合わせた処遇を集中的に行うことも考えられる。しかし、直ちに全面的な（又はBOT方式による）P F I 刑務所を増設することに關しては反対である。なぜならば、上述したようにP F I 刑務所には様々な課題が残されており、それを解決しないうまま新しいP F I 刑務所を作ることには疑問が残るからで

ある。また、処遇に一定の効果があつたとしてもそれが民間にしかできないことでない限り、まずは国側ができるかどうかを検討することが望ましい。民間で得られたものだからといってまたすぐ民間に任せるのではなく、民間から創出されたノウハウを国側が吸収することをしていかなければ矯正の将来は危うい。

(二) 対象者の拡大

美祿センターにおいては当初一、〇〇〇人とされていた収容人員が二〇一〇年八月一日には一、三〇〇人と変更され、さらに二、〇〇〇人にまで増員しようとする動きがある。⁽⁶⁶⁾ 契約上は「国は収容対象及び収容人員を変更する場合には、事業者と協議する」とし、変更する場合、国は事業者において発生した増加費用を負担するとされている。⁽⁶⁷⁾ この規定からみると収容人員と同様に収容対象も協議により変更が可能であると考えられる。

しかし、収容人員に対しては構想の段階において「将来、被収容者数が増加し続けた場合には、管理機能を保持しつつ、収容棟の増設も可能となるような柔軟な配置・構造とする」と、すでに二、五〇〇人程度に増築する場合を予定しており、増設及び増員が事業者の想定内であつたと考えられるが、対象変更については言及がなかつたことから、対象を変更することは想定していなかつたようにも思われる。また、美祿センターの増員の要望は自治体から持ち出されており、その理由は地域活性化と経済効果であつたため、自治体や企業がリスクを抱えてまで処遇が困難な受刑者を受け入れることは考えにくい。

方法としてまず考えられるのは残刑期が一年以上となつている基準を一年未満の受刑者にまで拡大することである。現在の規定はセンター移送の際に残刑期が一年以上とされており、これはセンターの中で十分な処遇を行うためであると考えられるが、犯罪傾向が進んでない受刑者に最後の数ヶ月であつてもより社会復帰に向かつた処遇プログラムを受けさせるという、刑務所の出口として利用することはできないだろうか。また、最初から刑期が一年未満の受刑

者を入れることも可能と考えられる。二〇一一年の新入受刑者二万五、四九九人のうち、刑期が六ヶ月以上一年未満の者が四、三八七人いるので、これを含めると対象者の幅は広がる。ただし、処遇を行う時間は必要となるので、刑期が六ヶ月未満は処遇時間が十分でないことから含まないとする。

また、現在の対象者は執行すべき刑期が八年未満（男子美祢センターの場合は六年以下）であり、かつ、センターに移送される際に残刑期が一年以上であることとなっているが、執行すべき刑期がたとえ一〇年と長くても、残刑期が五年以下であれば、移送ができるような変更もありうる。このような方法は刑期が長い場合であってもPFI刑務所を受刑者が出所する最後の処遇場所として捉えることで、社会復帰に向けての充実な処遇を図ることを狙いとする。実際、女子美祢センターにおいては収容人員を五〇〇人から八〇〇人に増やす際に「執行すべき刑期が一〇年未満又は執行すべき刑期が一〇年以上であって残刑期が五年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残刑期が一年以上であること」とし、刑期が長くても残刑期が一定期間残った時点で移送が可能になるよう契約変更を行っているので、他のセンターにおいても不可能なことではない。しかし、長期刑受刑者を受け入れることは、重大犯罪者も入れることにもなるが、現在の運用においても罪種を限定しているわけではなく、収容基準を満たしていれば、殺人や強姦、殺人犯なども収容されていると聞くので、重大犯罪者だけを理由に処遇が困難なことはないと思われる。ただし、犯罪傾向が進んでいる場合は処遇が困難である場合が予想されるため、重大犯罪者を入れる場合は注意が必要である。

一方、対象者を増やすことだけでいいのかという疑問があるが、PFI刑務所の目的の一つが民間の発想やノウハウを生かした処遇の導入であるとするれば、このようなスパーA指標の受刑者のみを対象とするのはもったいない話ともいわれている⁷⁰。今後のPFI刑務所の在り方を全体を刑事施設における状況なども踏まえた上、PFI方式を最大にいかすためにはどのような工夫が必要かを真剣に考えなければならない。

(三) 再入者・準初犯の収容

現在、PFI刑務所の対象者は運用上の理由等で初入者に限定している。しかし、受刑者の処遇の目的から考えると初入者に限らず、再犯者の収容も検討に値する。再犯を犯したということは現行の処遇がうまくいかなかった結果であるともいえる。また、再犯者の中には万引きなど軽微な犯罪を繰り返す者も含まれる。実際、窃盗の場合その人数もさることながら同一罪名再犯率もつと多く、その出口としても万引きによるものが窃盗全体の約六二%と半数以上を占めている。⁽⁷¹⁾ 処遇を受けているにもかかわらず、また同じ犯罪を行ったということは、従来の処遇がうまくいかなかったということでもあるので、その意味では従来とは異なった処遇を行ったほうが更生や社会復帰をより実現することができるのではないかと思われる。現在、日本は再犯問題に積極的に取り組んでいるが、⁽⁷²⁾ その一つとして新しい処遇を取り入れるのも一つの方法ではないかと思われる。ただし、PFI刑務所を出て再犯を犯した者はPFI刑務所における処遇がうまくいかなかったということであるから、この場合の再犯者は収容対象の例外とすべきである。なお、処遇が困難とされる暴力団も例外とすべきであろう。

準初犯⁽⁷³⁾の場合も同様といえる。準初犯は一度施設内処遇を経験している者であるため、再犯者の場合と同様のことがいえる。また、五年以上犯罪を行っていないということはその間社会復帰ができていたともいえるので、再犯者といっても社会復帰の可能性が高いと思われる。韓国の場合、二犯以下の受刑者が収容対象となっているため、再犯者に対しても民営刑務所における収容が可能であり、準初犯も同様である。

さらにいえば、犯罪傾向が進んでいる受刑者や長期受刑者は収容できないだろうか。もちろん警備や保安上の問題は考慮すべきであるが、犯罪傾向が進んでいるからこそ社会復帰に向けた処遇が必要であり、長期であるからこそ処遇にじっくり時間をかけることができるのである。その点、韓国のソマン刑務所は民間が運営する初めての試みであ

りながら、性犯罪など処遇が難しい者も多く含まれていることは注目すべきである。

(四) 女子PFI・少年PFI

近年、女子受刑者が増加し、女子刑務所において女性職員の不足が深刻な状態であることが問題となっている⁽⁷⁴⁾。美称センターが女子受刑者の定員を三〇〇人増員した理由もここにある。美称センターのほかに加古川刑務所においても二〇一一年から新たに女子専用施設を増設し、増えつつある女子受刑者の対策に当たっている。女子刑務所はA B指標を区別せず、一括して収容しており、摂食障害など治療を要する受刑者がいる一方、覚せい剤や窃盗による受刑者の比率が高いことから、処遇においてそのニーズを考慮する必要がある。その意味で、現在のPFI刑務所一ヶ所を女子専用刑務所とすることも一つの対策であると考えられる。女性の刑務官が圧倒的に不足している中、必要な人員を確保し、少ない人数で監視が可能となっているPFI刑務所を用いることは十分に考えられる対策である。また、女子刑務所は半解放タイプの居室が圧倒的に多いが、女性収容施設は保安上、警備上のリスクが男子施設より少ないことが前提となっているようである⁽⁷⁵⁾。その点、保安・警備の面では事業者の負担が軽減でき、地域の理解も得られやすいところである。

また、PFI刑務所においては職業訓練や就労支援に力をいれており、そのような処遇の面を考えると少年刑務所をPFI化することも考えられる。少年刑務所は二六歳未満の受刑者と職業訓練の対象者が収容されており、年齢が若いことから社会復帰の可能性が高い。また、就職することは再犯を犯さないためにも重要であろう。美称センターのIT教育や島根あさひセンターのCAD技術、デジタルコンテンツ編集など時代に合わせた教育が有効に働くとと思われる⁽⁷⁶⁾。また、職業訓練から出所後の採用までの一貫した「再犯防止プログラム」など、民間企業と連携した就労支援は少年にも有効に働くだろう⁽⁷⁸⁾。ソマン刑務所の場合、現在は男子受刑者のみを収容しているが、受刑者の人権保障

と教化による社会復帰促進に目標をおいていることから、国営刑務所が疎かにしていた特殊な処遇が必要な集団を管理することができるように漸進的な改善を図る必要性があることを政策課題としている。⁽⁷⁹⁾

五 結 語

本稿では、PFI刑務所の被收容者の範囲から発生する問題を中心に、今後の刑事施設の民営化の在り方について検討を行った。PFI刑務所における被收容者の範囲は基準が厳しいことから充足率やコストの算定、保安・警備上の制限などに一定の限界を与えることが分かった。もともと、処遇しやすい者には社会復帰に向けた充実な処遇が行われる一方で、処遇が困難な受刑者は後回しにされるといふ処遇のジレンマは刑務所が持つ本来の目的から考えると重大な問題である。その意味で、現在の対象基準には疑問があり、処遇が困難な者を入れることは難しくても、犯罪傾向が進んでいない再犯者・準初犯者などを入れるなど、もう少し柔軟性を持たせてもよいのではないかと思われる。PFI刑務所は受刑者の処遇と刑事施設の透明性や地域の活性化といった付随的な目的が同時達成できる意味で一石二鳥の効果が期待できる。今後の方向性に期待したいところである。

今回はPFI刑務所における被收容者について検討を行ったが、刑事施設の民営化の方向性を考えるためには、矯正医療のPFIへの可能性やコストの問題などさらなる検討が必要である。また、韓国の民営刑務所に関しては宗教的な処遇についても興味深いところであるが、これらについては今後の課題としたい。

(1) PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、効率的かつ効果的に社会資本を整備することを目的に、民間資金等の活用による公共施設等の

- 整備等の促進に関する法律により推進されている制度である。吉野智「P F I 手法による刑務所構想について」刑法雜誌第四八卷第三号（二〇〇九年）一一六頁参照。
- (2) 刑事施設における民営化の効果に対して疑問を提示しているものとしては、赤池一将「日本版P F I 刑務所をめぐる素朴な問い」刑法雜誌四八卷三号（二〇〇九年）一六六一—一六八頁、「国際シンポジウム刑務所の民営化にいかに向き合うか海外の経験と日本の選択」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第六号（二〇〇九年）一二—一三頁（ヴィヴィアン・スターン）、一九—二二頁（アンドリュウ・コイル）など参照。
- (3) 韓国のソマン刑務所を紹介したものとしては、藤本哲也、姜暎來「韓国における民営刑務所に関する法律とその現状」法学新報一一〇巻七・八号（二〇〇三年）四九—八六頁、千手正治「我が国及び韓国のP F I（民営）刑務所における被収容者に対する実力行使に関する比較考察」人間科学第二八巻第二号（二〇一一年）六一—六八頁を参照されたい。
- (4) 法務総合研究所「平成二三年版犯罪白書」（二〇一二年）五七頁及び五八頁参照。
- (5) 二〇〇一年一二月に刑務官が受刑者に対して消防用ホースを尻に向け放水し死亡させた事件、二〇〇二年五月腹部を革手錠で締め付け死亡させた事件、二〇〇二年九月革手錠の使用が原因で負傷を負わせた事件をいう。
- (6) 法務省「行刑改革会議」第五回会議七頁参照。しかし、P F I 刑務所の導入そのものに関する十分な議論はみられず、行刑改革会議においても導入を前提とした議論がなされているにすぎなかったことは指摘しておこう。徳永光「行刑改革会議と民営化の議論」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報二号（二〇〇五年）一一頁、只木誠「新しい刑務所運営の意義と課題」ジュリストNo. 一三三三（二〇〇七年）一四頁など参照。
- (7) 二〇〇三年三月二八日の「規制改革推進三カ年計画（再改正）」参照。
- (8) 法務省による見込みでは被収容者数は、二〇〇五年度末に約八万人、二〇〇六年末には九万人を超えると予測していた。行刑改革会議第三分科会資料「行刑施設過剰収容状況」参照。もともと、過剰収容の緩和に有効と思われる自宅拘禁等を含む非施設処遇を進めることがまず試みられるべきであり、あわせて、収容者増加の一因といわれる近時の厳罰化の流れについても再考されなければならないのではないかという意見がある。只木・前掲注（6）一三頁参照。
- (9) 吉野智「P F I 手法による官民協働の新たな刑務所の整備について」ジュリストNo. 一三三三（二〇〇七年）三頁、澤田健一「公共サービス改革法の成立を受けて」刑事施設の官民協働のあり方」刑政二〇〇巻一〇号（二〇〇九年）五九頁、室井誠一「P F I 刑務所の現状と課題」法律時報八〇巻九号（二〇〇八年）四〇頁、赤池・前掲注（2）四九四頁、木村昭彦

- 〔播磨社会復帰促進センターの概況〕運営に特化したPFI施設——矯正講座三一号(二〇一一年)五九頁など参照。
- (10) 行刑改革会議第三分科会資料「行刑施設における民間委託等の推移について」参照。
- (11) 本庄武「第二幕を迎えた刑事施設における民間委託——その意義を今後の展望——」刑政二二〇巻一(二〇〇九年)二六—二七頁参照。
- (12) 従来行っていた委託業務としては運転業務、通訳業務、作業業務等があり、二〇〇二年以降は急速に増加している。行刑改革会議第三分科会資料・前掲注(10)一〇頁参照。
- (13) 委託できる業務は、次のとおりである(第一条第一項)。収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影及び指紋の採取の実施(第一号)、受刑者の分類のための調査の実施(第二号)、被収容者の行動の監視及び施設の警備(第三号)、被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施(第四号)、被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施(第五号)、被収容者による文書及び図画の閲読の許可の処分をするために必要な検査の補助(第六号)、被収容者に係る信書の発受の許可の処分をするために必要な検査の補助(第七号)、被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施(第八号)、被収容者の領置物の保管(第九号)等。
- (14) 「構造改革特別区域法」第一条及び第一条の二(医療機関の設置等に関する規定)が削除され、「公共サービス改革法」第二条第五項が設けられた。改正内容などの詳細については、法務省「構造改革特別区域法及び競争の導入による美の改革に関する法律の一部を改正する法律解説」参照。
- (15) その他、美称センターに収容されている受刑者の特徴については、花村博文「PFI刑務所「美称社会復帰促進センター」における矯正処遇の取組——その現状と課題——」犯罪と非行No.一七二(二〇一二年)六三—六五頁参照。
- (16) 各センターのプログラムを紹介しているものとして、花村・前掲注(15)六三—六五頁、光岡浩昌「島根あさひ社会復帰促進センターにおける再犯防止の取組の現状と課題」犯罪と非行No.一七二(二〇一二年)九八—一〇八頁、室井誠「喜連川社会復帰促進センターの現状と課題」刑政一九九巻一〇号(二〇〇八年)五〇—五二頁、神尾光一「播磨社会復帰促進センターの取組の現状と課題」犯罪と非行No.一六七(二〇一一年)一六七—一九一頁、西田博「新しい刑務所のかたち——未來を切り抜くPFI刑務所の挑戦——」(二〇一二年)八一—一〇九頁などを参照。
- (17) 二〇〇三年一月二四日閣議決定された「構造改革特別区域基本方針について」を参照。

- (18) 澤田・前掲注(9) 六四一六五頁参照。その他、本庄・前掲注(11) 二四頁以下参照。
- (19) 法務省矯正局「刑事施設関連業務に係る措置に関する計画(案)」(二〇〇九年八月) 参照。
- (20) 澤田・前掲注(9) 六〇頁参照。
- (21) 一九九九年二月一八日「行刑法」が改正され「矯正施設等の設置、運用の民間委託」第四条の二が新設された。その後「行刑法」が「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」に改正され、現在の第七条となった。
- (22) 二〇〇一年七月一日施行(法律第六二〇六号)、及び同法施行令(二〇〇〇年一月九日、大統領令第一六九九六号)、同法執行規則(二〇〇一年五月二二日、法務部令第五〇六号)を制定することで本格化された。政府は法案提出の理由として、「刑事施設の設置運営など矯正業務を民間に委託するとき必要な事項を定めることで国家の財政負担を軽減すると同時に、刑事施設を拡充し、民間の多様な矯正処遇プログラムを導入し、受刑者に対する改善更生の効果を増大させるため」と民営刑務所の設置理由を明らかにしている。
- (23) 犯罪白書によると五万人台に留まっていた一日平均収容人員は一九九九年六万八、〇八七人まで昇り、もっとも深刻な過剰収容をみせた。しかし、その後は減少傾向が続き、二〇一〇年は四万七、四七一一人にまで減っている。법무연수원「범죄백서」(二〇一二年) 二八九頁参照。また、受刑者に対する改善更生効果の向上、出所者の社会復帰の容易化、出所者に対する更生保護の拡大、矯正と受刑者に対する市民の認識の転換などに対する要求も民営刑務所設置の背景の一つであるとしている。이윤호「민영교도소 도입에 따른 문제점 및 대책」법무부「행정법 개정 및 민영교도소 도입에 관한 공청회」(一九九八年) 二六頁参照。
- (24) ソマン(所望)は聖書の言葉であり、英語は「HOPE」、日本語は「希望」と訳される。なお、韓国において刑務所という言葉は過去において使われていたが、一九六一年二月三日から矯正所として名称が変更された。ここでは刑務所という言葉を使うこととする。
- (25) AGAPEは一九八九年に設立された韓国キリスト教総連合会の傘下にある韓国キリスト教刑務所設立推進委員会によって二〇〇一年六月二日に設立された財団法人である。
- (26) 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について(依命通達)」第四条、別表三の注意事項参照。
- (27) 吉野智「PFI手法による刑務所の整備・運営事業」刑政一一六巻八号(二〇〇五年) 一〇二頁参照。
- (28) 西田博「PFI手法による刑務所の整備・運営事業」犯罪と非行一四四号(二〇〇五年) 一六〇—一六一頁参照。なお、

- 「行刑改革会議」においても失敗しないような施設づくりということで運営しやすい方向が示されている。法務省「行刑改革会議」第五回会議八一九頁参照。
- (29) 処遇困難者を民間に任せないでよくという安全策だけでなく、民間の教育機能を利用しようという試みであるとする。河合幹雄「PFI刑務所」法学教室No.三三二(二〇〇八年)三頁参照。
- (30) 국회입법조사처「민영교도소의 운영실태와 개선과제」(二〇一一年)二五頁参照。
- (31) 強力犯は凶悪犯のことであるが、韓国の強力犯は殺人、強盜、強姦、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝、略取・誘引、逮捕・監禁罪と暴力行為等の処罰に関する法律違反罪を指す。強力犯に続いては、財産犯一九・三%(五七人)、経済犯八・三%(二五人)、その他五・七%(二七人)である。국회입법조사처・前掲注(30)二四頁参照。
- (32) 逃亡防止等のため収容設備及び戒護の程度を警備等級といい、解放施設、緩和警備施設、一般警備施設、重警備施設に分類される。「형의 집행 및 수용자의 처우에 관한 법률」제57조(치우)参照。
- (33) 行刑改革会議第三分科会第五回会議議事録五頁参照。
- (34) 法務省『矯正統計年報』(二〇一二年)「二施設別一日平均収容人員」を参考に計算したものである。
- (35) 美祿センターに関しては二〇一一年一〇月から女子の定員を三〇〇人拡大したため、収容率が特に低いと思われる。因みに、二〇一〇年の数字でみると七三二人(七三・二%)であった。
- (36) 福山氏は「A指標の受刑者が減少していることもあり、当初想定していた収容人員を確保できていないことが気がかりですが、収容調整を更に進めることで対処したいと考えています」と述べており、充足率が満たされていないことを指摘している。福山聡・重松弘「二〇一一年の矯正を語る」刑政一二二巻一号(二〇一一年)三九頁参照。
- (37) 法務総合研究所・前掲注(4)五八頁参照。
- (38) 土井政和「PFI刑務所の現状と課題」犯罪と非行No.一七二(二〇一二年)一四頁参照。
- (39) 増減率に関しては新受刑者人数及び初入受刑者人数は「矯正統計調査」(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001096464&dtls=Other&requestSender=dsearch)を参考に計算したものである。
- (40) PFI刑務所における平均収容期間が約三年であることから、二〇〇九年から二〇一一年の初入受刑者三万五、五一五人をセンター定員で割って計算したものである。
- (41) 국회입법조사처・前掲注(30)二四頁参照。

- (42) 二〇一〇年度の初入受刑者は一万二、六六五人(三九・六%)で、再入者は(二犯)五、五九〇人(一七・五%)となっている。 법무연수원・前掲注(23) 二九九頁参照。
- (43) 국회입법조사처・前掲注(30) 二九一三〇頁参照。
- (44) 例えば、喜連川社会復帰促進センターの場合、契約金額は約三八七億円であり、本事業に係る国庫債務負担行為の契約限度額として認められた金額と比較して、約一四億円(約三・四%)の予算削減効果が得られたとする。室井・前掲注(9) 四一頁参照。
- (45) P F I 事業において重要なことは、民間事業者が効率性を重視した運営を提案し、公共がその提案を受け入れることにより、より充実した公共サービスが、「より適正な価格で」提供し続けられることが実現されることであると。歌代正「島根あさひ社会復帰促進センター」での民間事業者の取組」犯罪と非行No.172(二〇一二年) 一一五頁参照。
- (46) 花村氏は九割なり、九割五分なりのところまでいったほうが、経費的に効率的だということとあるとし、もっと収容率を上げるとはやっていかなければいけないと言及している。刑事政策研究会座談会「P F I 刑務所」論究ジュリスト(二〇一二年夏号)(二〇一二年) 二二三〇頁参照。
- (47) P F I においてももっとも重視されている点は、V F M (Value For Money) を最大化することであるといわれている。公共事業においてV F M は、量と質を支持しつつ、コストを可能な限り下げることであり、その意味では、国民または住民の税金を最大限に効率的かつ効果的に活用する仕組みであるともいえる。太下義之「P F I による矯正関係施設の整備について」刑政一一三巻八号(二〇〇二年) 四八―四九頁参照。
- (48) 今のところ違約金が発生したことはないという。座談会・前掲注(46) 二三五頁参照。
- (49) 座談会・前掲注(46) 二二八頁参照。
- (50) 座談会・前掲注(46) 二二九頁参照。
- (51) 望月靖「矯正医療の現状と課題について」刑政一二三巻一号(二〇一二年) 二七頁参照。
- (52) 以下、コストに関しては、国会입법조사처・前掲注(30) 三二―三四頁参照。
- (53) 국회입법조사처・前掲注(30) 三九―四〇頁参照。
- (54) 太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のP F I 事業——課題と展望」ジュリストNo.1333号(二〇〇七年) 三三頁参照。

- (55) 「美称社会復帰促進センターの再入率四・三%といった数値は、特に犯罪傾向の進んでいない受刑者（俗にいう「スーパーA」）を対象にした結果であることを忘れてはならない」と述べている。瀬川晃「行刑改革の現在と課題」ジュリスト No. 一四一四（二〇一一年）一四四頁、また、PFI刑務所がつつがなく運営されるであろうとし、その理由を初犯で社会復帰が容易と認められた人々が收容されるからであるとする。徳永光「刑事施設の民営化」『刑務所改革』（二〇〇七年）二五六頁参照。
- (56) 西田博「PFI刑務所の現状と公共サービス改革法による民間委託」刑政二二〇巻一一号（二〇〇九年）二二頁参照。
- (57) Christian Correction for Reconciliation の略字。
- (58) I F I (The InnerChange Freedom Initiative) はブラジルのAPACプログラムを応用したアメリカの姉妹プログラムである。これはキリストを中心とした聖書に基づく革新的なプログラムであり、受刑者にとって自分の精神的、道徳的変化が受刑生活の中で現れるように助け、これが出所後にまで続けられるようにするプログラムである。「유례를 찾을 수 없는 교도소 - I F I 에 대한 소개 -」재단법인 아가페 (www.agapeprison.org) 参照。この他にアメリカの国際矯正宣教師協議会 (Prison Fellowship International) を参考にしてゐる。なお、プログラムを詳細に説明しているものとしては、김희자「기독교민영교도소의 교정교육 프로그램 개발」기독교교육정보학회（二〇〇二年）二九三頁以下、I F I とCCRを比較したものである。これについては이혁승「미국과 한국의 민간 교정복지서비스 비교 연구 - 비영리 신앙기반 교정복지프로그램을 중심으로 -」극동사회복지저널제四집（二〇〇八年）一四八頁以下を参照。
- (59) 宗教的プログラムが多いソマン刑務所の場合、受刑者の同意を前提としているが、同意の性質に関してどのように評価するかについては難しいところであるが、処遇を受けることに受刑者の意見を積極的に取り入れている点は新しいところである。
- (60) 以下、テスト運営の詳細については、AGAPE民営刑務所プログラムチーム長が記述した김무열「우리나라 민영교도소의 프로그램과 향후 운영방향 - 아가페 민영교도소 시범운영 프로그램 운영 중심으로 -」교정담론（二〇〇七年）二二〇頁以下、배임호「교정시설 내 종교프로그램의 재조사에 미치는 영향에 관한 연구」교정연구제四一호（二〇〇八年）一一五 - 一四〇頁を参照。
- (61) テスト運営の教育目標は「社会復帰」ではなく「内面的変化」においているが、その理由は教育を受けた対象者は教育の終了後、再び既存の国営施設に戻ることにある。その結果、対象者は信仰成熟度が高くなり、また受刑生活において教育で

- 現れた自我尊重感が有意に働くことが明らかとなった。一方、凶悪事犯受刑者の場合はプログラムの参加前・後のいずれの変数においても有意差は出ず、初犯の場合も有意差はなかった。さらに、この研究においては対象者三〇人中、途中脱落者及び応答しなかった六人のデータが含まれておらず、また参加者の大半がもともと宗教をもっているという限界があることが指摘される。第四回デモンストラーションに参加した三〇名を対象に行った調査結果である(二〇〇八年五月から三カ月間)。배임호・前掲注(60)一三三頁以下参照。
- (62) センターごとの仮釈放率と刑の執行率に関しては、座談会・前掲注(46)二二三頁を参照。
- (63) しかも、美祢センターを誘致した美祢市の場合、地元の雇用状況の改善、人口の増加、税収増には一定の効果もたらされたが、地元の業者がPFI事業者から受注することになる経済効果は、当初の期待にくらべれば、限定的なものとなっているとの指摘がある。小林良彰、石上泰州「PFIによる民間刑務所」地方財務二〇〇七年五月号三〇九頁参照。
- (64) 河合・前掲注(29)二頁参照。
- (65) 西田・前掲注(56)二二頁参照。
- (66) 美祢市ホームページ参照。<http://www2.city.mine.lg.jp/www/contents/1328506065143/index.html>
- (67) 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業、施設の整備、維持管理及び運営に関する契約書(案)第四九条(刑務所施設の収容対象等)四及び五参照。
- (68) 美祢社会復帰センターの「PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構造」四頁及び「実施方針等に関する質問回答」九頁を参照。
- (69) 法務省・前掲注(34)「一九施設別新受刑者の刑名・刑期」を参照。
- (70) 太田達也「刑事施設における受刑者処遇の課題と展望——刑事収容施設施行五年を経過して——」法律のひろば第六五巻第八号(二〇一二年)六二頁参照。
- (71) 法務総合研究所「平成二二年版犯罪白書」(二〇〇九年)特集——再犯防止施策の充実——を参照。
- (72) 二〇一二年七月二〇日、犯罪対策関係会議において、「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、刑務所出所後二年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後一〇年間で二〇%以上削減することが掲げられた。
- (73) 懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者有期懲役に処するときは、再犯とするが(刑法第五六条)五年以降に再び罪を犯したものは準初犯となる。

- (74) 二〇一〇年末現在において、女子の収容率は九七・八％であり、女子施設の刑事施設の職員一人当たりの被收容者負担率は美祿センターを除いて四・八六と、全体の三・八八より高水準にある。法務総合研究所・前掲注(4)五八頁参照。なお、職員の不足に関しては、二〇〇三年から女子施設警備業務において民間委託を始めている。行刑改革会議第三分科会資料・前掲注(10)一〇頁参照。
- (75) 女子受刑者の収容動向を紹介しているものとして、青野友美「女性受刑者の刑事收容施設法——受刑者処遇法施行から一年を迎えて」罪と罰第四四卷三号(二〇〇七年)二〇—二三頁、小島まな美、佐々木彩子、橋本美奈子「女子受刑者の処遇に関する研究について——主に教育・分類の観点から——」刑政一二三卷五号(二〇一二年)七一—七二頁がある。
- (76) 青野・前掲注(75)一八頁参照。
- (77) 矢島洋一「PFI矯正施設における再犯防止の取組について」犯罪と非行No.一七二(二〇一二年)七八—九三頁、光岡・前掲注(16)九八—一〇一頁を参照。
- (78) 民間企業と連携した受刑者の就労支援策については、吉野智「PFI刑務所における新しい矯正処遇について」犯罪と非行No.一一五(二〇〇八年)一〇四頁以下参照。なお、少年施設の民間委託に関しては「少年矯正を考える有識者会議」において経費やマンパワーの面で議論されているが、ここではあくまでも少年の処遇を中心とするPFI施設を提案する。西田博「矯正施設における民間委託の今後」刑政一二二卷六号(二〇一一年)八二頁参照。
- (79) 국회입법조사처・前掲注(30)三七—三八頁参照。

宣 善花 (ソン ソナ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
 最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
 専攻領域 刑事政策
 主要著作 「韓国における社会奉仕命令の実施状況——「社会貢献活動」の法制化を契機として——」『罪と罰』第四八卷四号(二〇一一年)